

毎月勤労統計調査特別調査の説明

1 調査の目的

この毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所における賃金、労働時間、雇用等の実情を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的としている。

2 調査の系統

厚生労働省—都道府県—統計調査員—報告者

3 調査の時期

令和3年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には調査年7月の最終給与締切日現在）の状況について調査を実施。

4 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）に属し、平成26年経済センサス基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区から、無作為に抽出された調査区内に所在し、常用労働者1～4人を雇用する事業所を対象としている。

令和3年については、県内約360事業所について調査を行った。

5 主な調査事項

- (1) 主要な生産品の名称又は事業の内容
- (2) 企業規模
- (3) 常用労働者の数
- (4) 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - ア 性
 - イ 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - ウ 年齢及び勤続年数
 - エ 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - オ きまって支給する現金給与額
 - カ 特別に支払われた現金給与額

※ 令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大により特別調査を中止し、令和2年9月に特別調査の代替措置として「小規模事業所勤労統計調査」を実施した。特別調査と「小規模事業所勤労統計調査」は、調査対象の範囲、調査方法及び調査期日が異なり、結果についての直接の比較は困難であるため、次頁「1 概況」の令和3年の結果は令和元年の結果と比較した増減である「2年前比」及び「2年前差」を記載している。

1 概 況

(1) 賃 金

令和3年7月における調査産業計の1人平均月間きまって支給する現金給与額は2年前比2.2%増の202,202円であった。男女別にみると男288,810円、女148,565円であった。

また、令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間に、賞与など特別に支払われた現金給与額は、2年前比15.5%減の191,000円であった。

(2) 労働時間

令和3年7月における調査産業計の1人平均1日の実労働時間数は6.5時間で、2年前に比べ0.4時間の減少となった。男女別にみると男7.4時間、女6.0時間となった。

(3) 出勤日数

令和3年7月における調査産業計の1人平均月間出勤日数は18.2日で、2年前に比べ0.8日の減少となった。これを男女別にみると男20.3日、女16.9日となった。

(4) 雇 用

ア 常用労働者

令和3年7月末日現在における常用労働者数は51,786人で、このうち男19,805人、女31,980人であった。

産業別構成で見ると、卸売業、小売業が18.4% (9,524人) と最も高く、次いで医療、福祉が16.1% (8,334人) であった。

イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）

上記アの常用労働者数のうち短時間労働者数は、20,110人であり、常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計で38.8%であった。

常用労働者に占める短時間労働者の割合を産業別にみると、宿泊業、飲食サービス業が55.6% (3,071人のうち1,708人) と最も高く、次いで生活関連サービス業、娯楽業が54.1% (6,760人のうち3,659人) であった。